

浪速区将来ビジョン 2026-2029 (案)

～「みんなが幸せで、住み続けたいまち 浪速区」をめざして～



11

住み続けられる
まちづくりを



浪速区

広報・啓発キャラクター

なでこちゃん

令和8(2026)年

大阪市浪速区役所

【 は じ め に 】

区の将来ビジョンは、区政を運営していくうえで、区のめざす将来像、その実現に向けたまちづくりの方向性をとりまとめ、区民の皆さんに明らかにするものです。浪速区では、平成 25(2013)年度に策定し、平成 30(2018)年度と令和4(2022)年度に改訂を行い、浪速区にふさわしいまちづくりの取組を進めてきました。

しかしながら、住民の入れ替わりが激しく、単身世帯及び外国人住民の割合が高いといった特性から、浪速区ならではの課題があります。

これまでの区民の皆さんとの連携・協働による取組を更に前進させ、様々な課題に目を向け取り組んでいくために、令和8(2026)年度から令和 11(2029)年度までの4年間を計画期間とした新たなビジョンを策定します。

2025 年は浪速区制 100 周年を迎え、新たな時代へ向けてさまざまな挑戦をした年でした。これからも、めざす将来像の実現に向けて着実に歩みを進め、次の 100 年に向けて区民の皆さまをはじめ、区内団体・企業の皆さまと連携し、事業に取り組めます。

なお、施策ごとの具体的な事業運営は、本ビジョンに基づき、毎年度の運営方針を策定して進めてまいります。

今後とも、区民の皆さんをはじめ、関係団体・企業等の皆様の引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

【浪速区の花:なでしこ】



浪速区長 武市 佳代



目次

第1章 区の概況・特性	3
第2章 区の将来像と取り組むべき施策の柱.....	9
第3章 施策展開の方向性.....	11
安心して子育てができ、子どもたちがいきいきと学べるまちづくり	11
健やかで人と人がつながるまちづくり.....	15
安全・安心で住みやすいまちづくり	19
第4章 各施策を実施していくうえでの視点.....	23
地域資源の活用と官民連携	23
多様な広報媒体による効果的な情報発信	24
基本的人権と多様性の尊重	25
DX の推進による、より便利な行政サービスの提供.....	26
SDGs(持続可能な開発目標)の達成貢献.....	27
〈参考〉用語解説集	28

第1章 区の概況・特性

浪速区は、大正 14(1925)年 4 月に南区(現「中央区」)から分区によって誕生しました。昭和 18(1943)年に南区・西区・天王寺区・西成区との間で区の境界を調整し現在の区域となり、令和7(2025)年4月には区制 100 周年を迎えました。

面積は 4.39 km²(大阪市全体の約 1.9%)と大阪市で最も小さい行政区ですが、本市のほぼ中央部に位置し、多数の鉄道が乗り入れ、利便性が高く、区内には、多数の企業、事業所、商業施設等があります。また、大都市である一方で、地域活動も盛んに行われています。

通天閣を有する「新世界」や、長い歴史を持つ大阪木津卸売市場に加え、商売繁盛の神を祀っている「十日戎」で有名な今宮戎神社などの由緒ある寺社仏閣もあり、現代的な魅力だけでなく、歴史的な魅力もあるまちです。



通天閣(新世界) ©(公財)大阪観光局



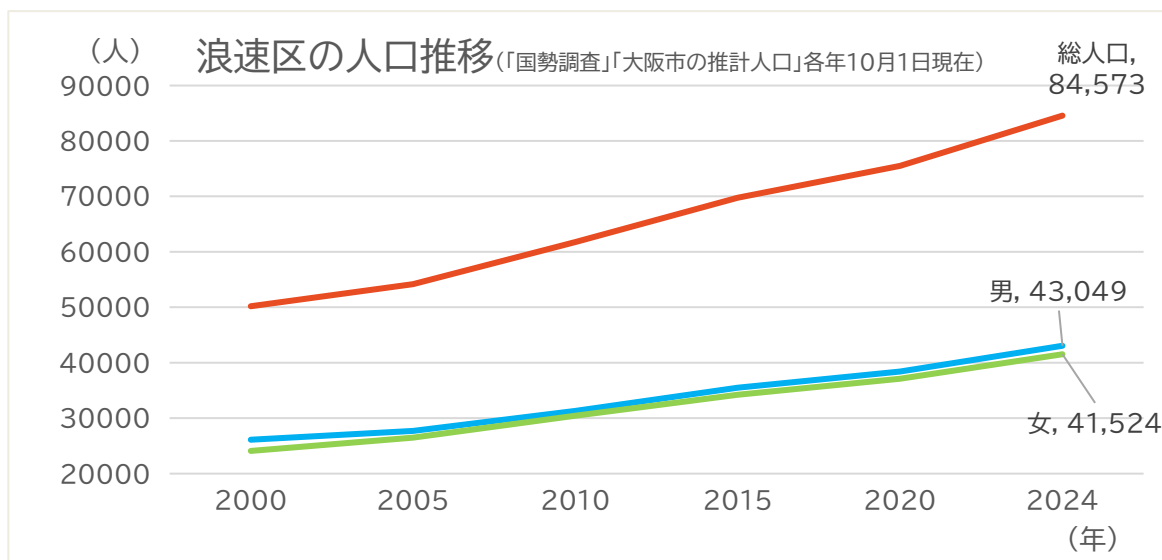
大阪木津卸売市場 (写真提供:大阪木津卸売市場)



今宮戎神社 ©(公財)大阪観光局

◆浪速区の人口推移

人口は増加傾向にあります。令和 6(2024)年の総人口は令和5年から 2,718 人増えた 84,573 人となっており、対前年比で 24 区中最も高い 3.3%増となっています。



※大阪市の推計人口:令和2年国勢調査人口(「住民基本台帳」によらず居住実態に即した人口、5年ごとに実施)に「住民基本台帳」の月々の異動を加減して算出したもの

区内への転入者が人口増加の主な要因となっています。令和 6 年の転入率※は 182.2% (パーミル:千分率)、転出率※は 143.8%と、人口に対する転入者数及び転出者数の割合が、ともに 24 区で最も高く、住民の入れ替わりが著しいという特徴があります。

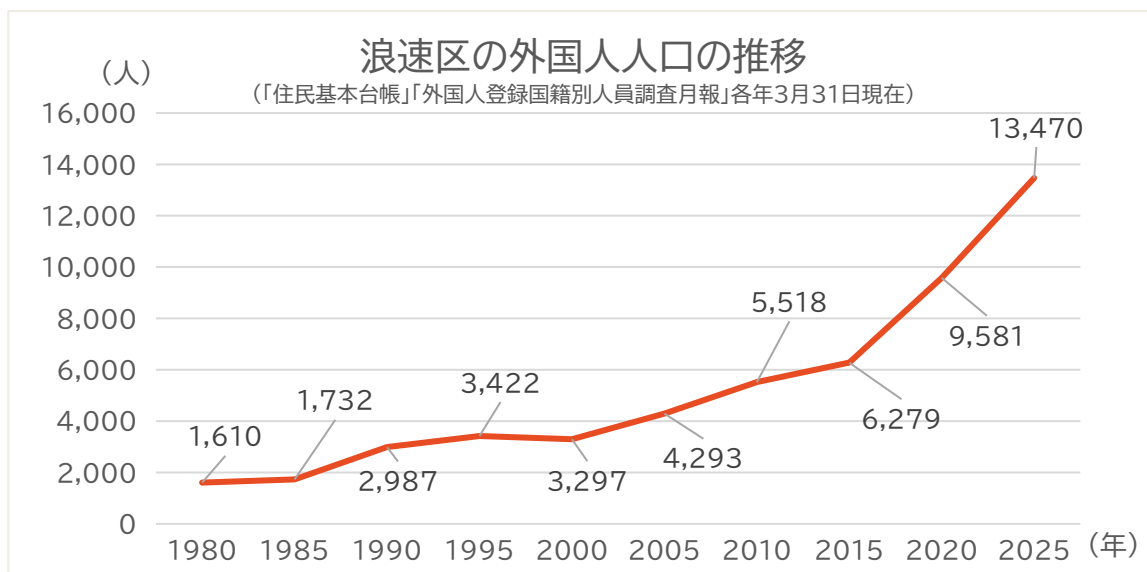
令和6年の転入・転出						
(「大阪市の推計人口」令和6年 10 月1日現在)						
順位	区名 (転入率及び転出率 上位4区)	総人口 (人)	転入者数 (人)	転入率 (%)	転出者数 (人)	転出率 (%)
1	浪速	84,573	14,914	182.2	11,722	143.8
2	中央	117,165	17,256	151.4	14,086	123.6
3	西	113,260	13,861	125.1	11,511	103.9
4	北	147,556	15,844	109.1	13,487	92.9

※ 前年の総人口 1,000 人に対する転出入者数の割合

転入率＝転入者数÷令和5年の総人口 81,855 人(10月1日時点)×1,000

転出率＝転出者数÷令和5年の総人口 81,855 人(10月1日時点)×1,000

外国人人口についても、10 年前の 2015 年と比較して約2倍になっています。



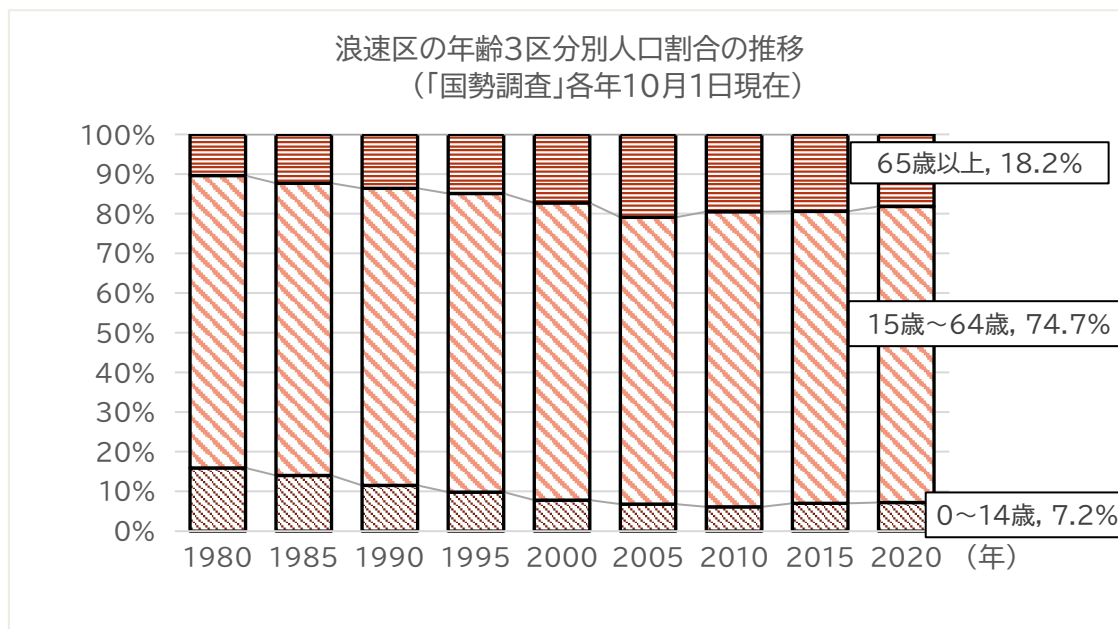
外国人人口は大阪市 24 区では3番目に多くなっています。また、総人口に占める外国人人口の割合は 16.9%で、大阪市全体の比率(7.0%)と比較して2倍以上となっており、24 区で2番目に高くなっています。

総人口に対する外国人人口の比率 (外国人人口市内上位3区、「住民基本台帳」「外国人登録国籍別人員調査月報」令和7年3月31日現在)			
	総人口(人)※	外国人人口(人)	比率
大阪市全体	2,783,865	195,208	7.0%
浪速	79,489	13,470 (24区中3位)	16.9% (24区中2位)
生野	126,922	29,646 (24区中1位)	23.4% (24区中1位)
西成	104,685	15,446 (24区中2位)	14.8% (24区中3位)

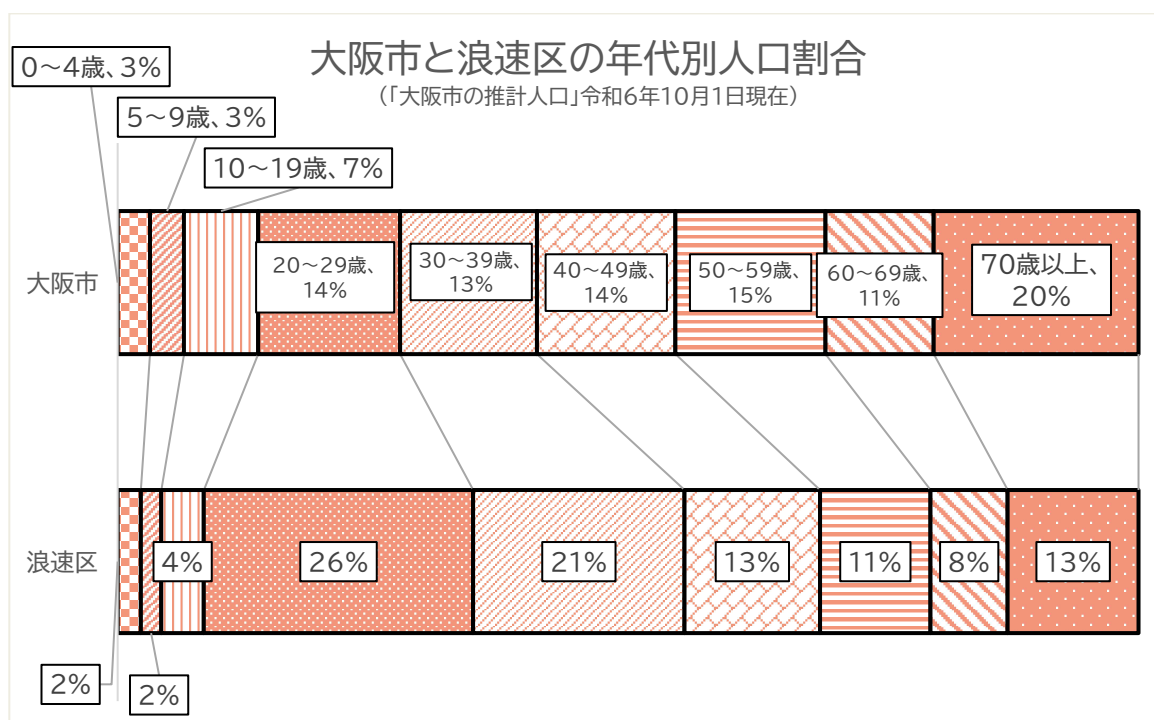
※令和7年3月31日時点の住民基本台帳による総人口

◆浪速区の人口構成

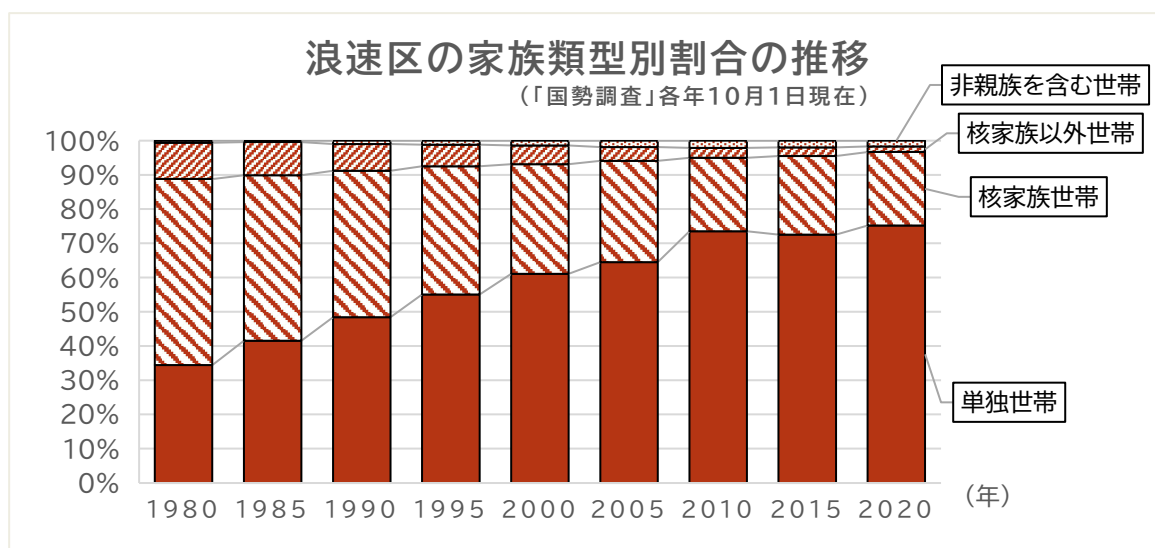
人口の大半は15～64歳の生産人口となっています。1980年からの40年間で、0～14歳の割合は減少する一方で65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化の傾向が見られますが、2010年以降は、年齢構成の大きな変化はあまり見られません。



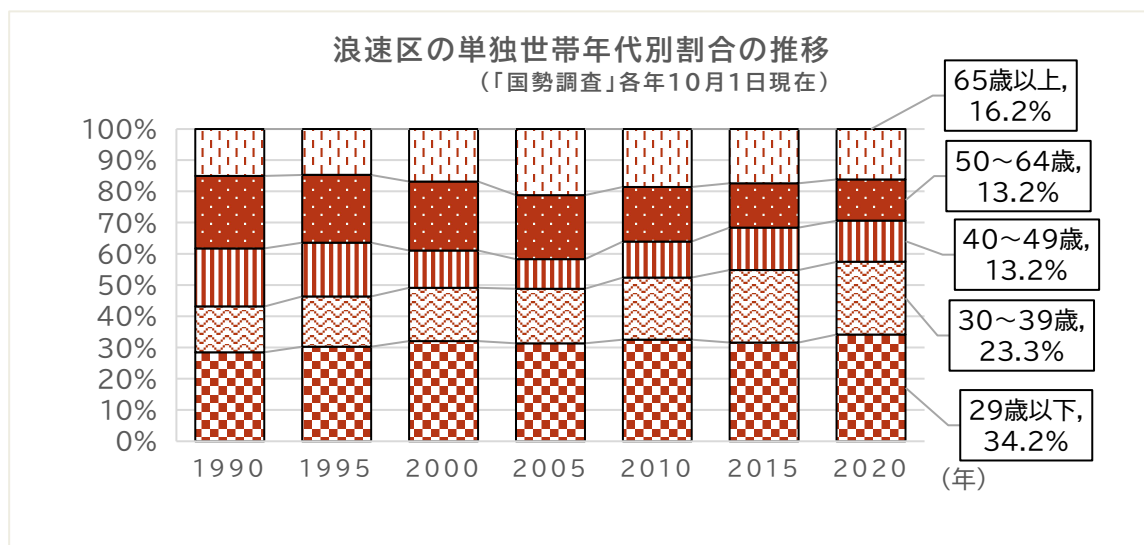
浪速区の総人口に占める割合のうち、20代(26%)・30代(21%)は47%と約半数を占めており、大阪市の割合(27%)と比較しても高くなっています。一方で、他の年代、特に70歳以上の割合が低くなっています。



2020年の国勢調査の結果によると、大阪市全体では、全世帯に占める単独世帯の割合が約50%であるのに対し、浪速区では75%以上となっており、その割合は増加傾向にあります。

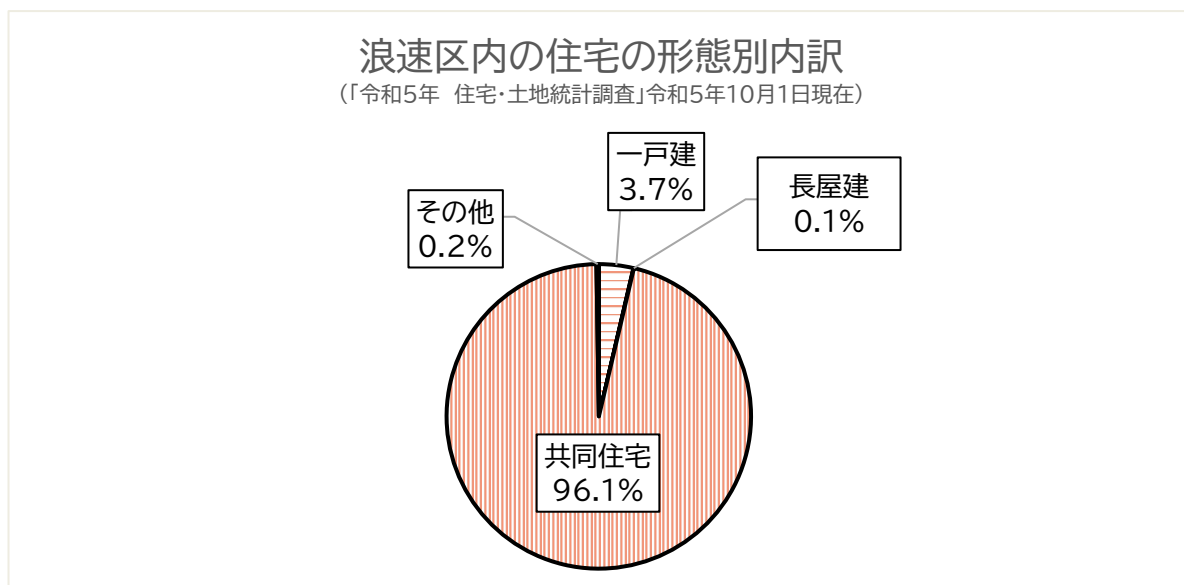


同じく2020年国勢調査の結果によると、大阪市全体では、単独世帯のうち40歳未満が37%であるのに対し、浪速区は57.5%となっており、この割合は増加し続けています。一方、65歳以上の割合は市全体では30.8%であるのに対し、浪速区は16.2%と著しく低くなっています。

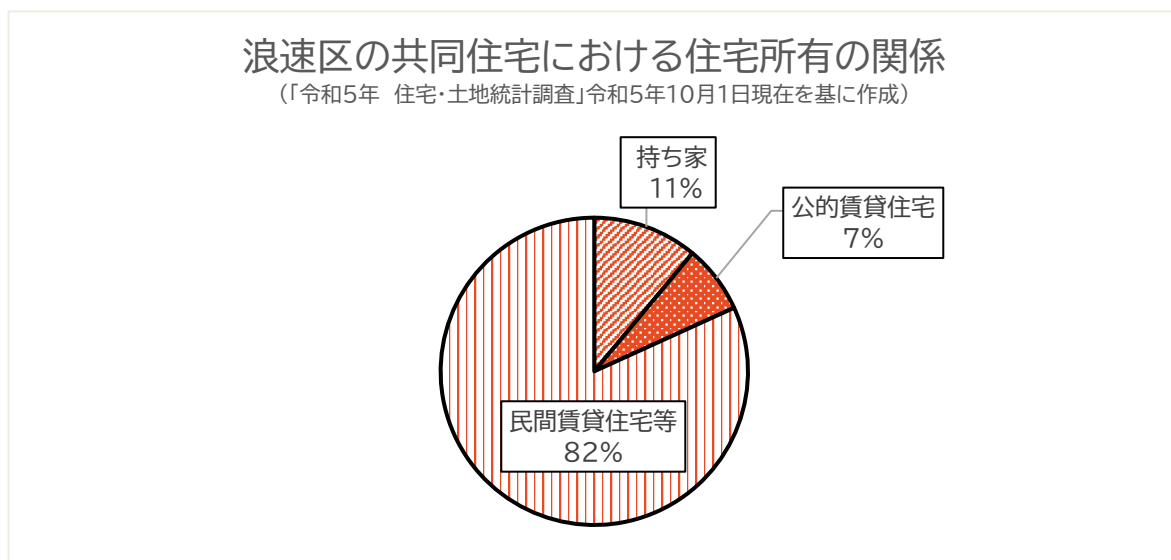


◆浪速区の住宅形態等

住宅の95%超が、マンションやアパートなどの共同住宅であるという特徴があります。



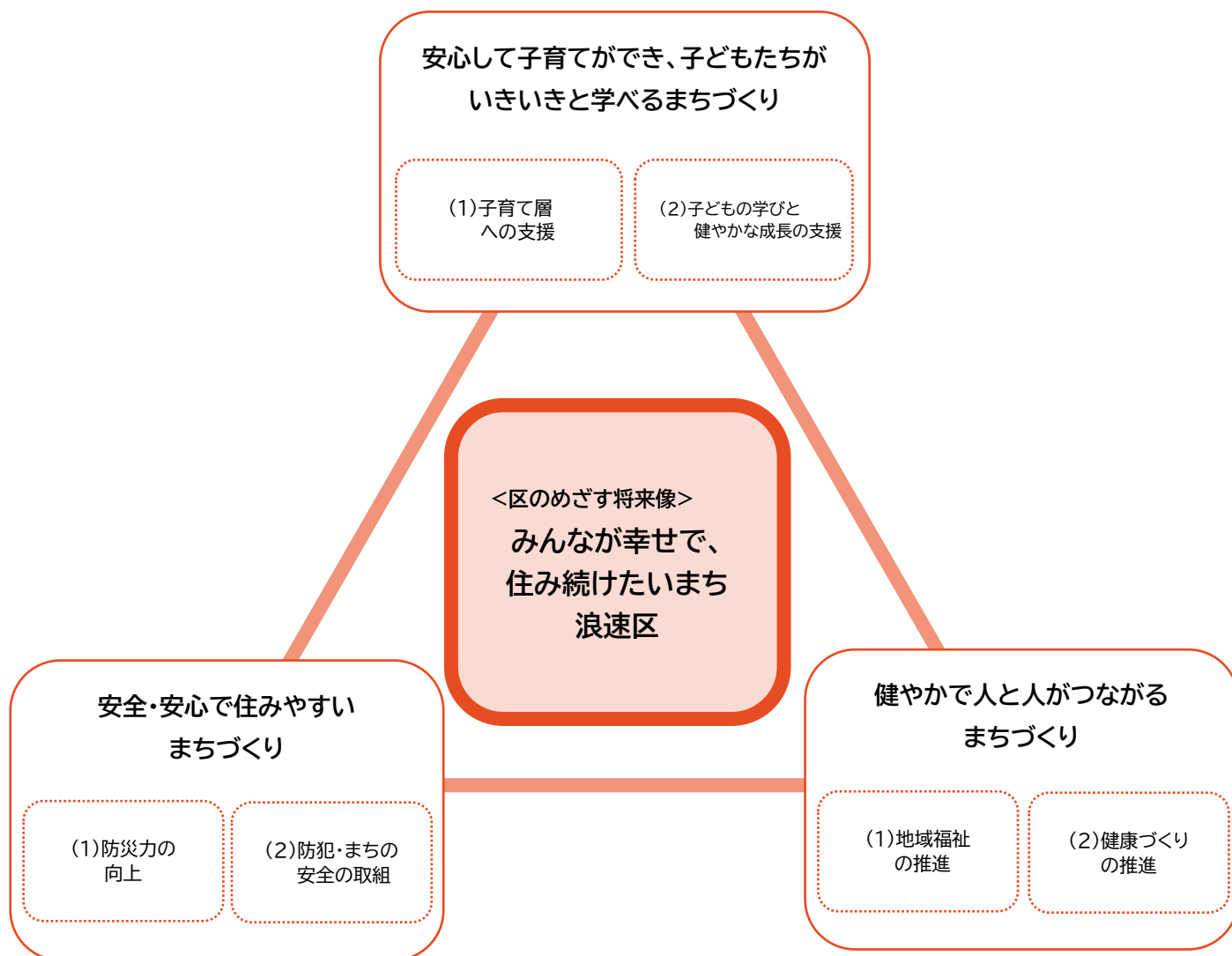
共同住宅のうち、約90%が民間や公的な賃貸住宅となっています。



賃貸住宅のうち、ワンルームマンション等の占める割合が60%と、高くなっています。

賃貸住宅における、居住室数の割合及び1住宅あたりの居住室数 (「令和5年 住宅・土地統計調査」令和5年10月1日現在を基に作成)					
区名	1室 (%)	2室 (%)	3室 (%)	4室以上 (%)	1住宅あたりの 平均居住室数
大阪市全体	41	23	22	14	2.14
浪速	60	18	16	6	1.69

第2章 区の将来像と取り組むべき施策の柱



各施策を推進していくうえでの視点

地域資源の活用と官民連携

多様な広報媒体による効果的な情報発信

基本的人権と多様性の尊重

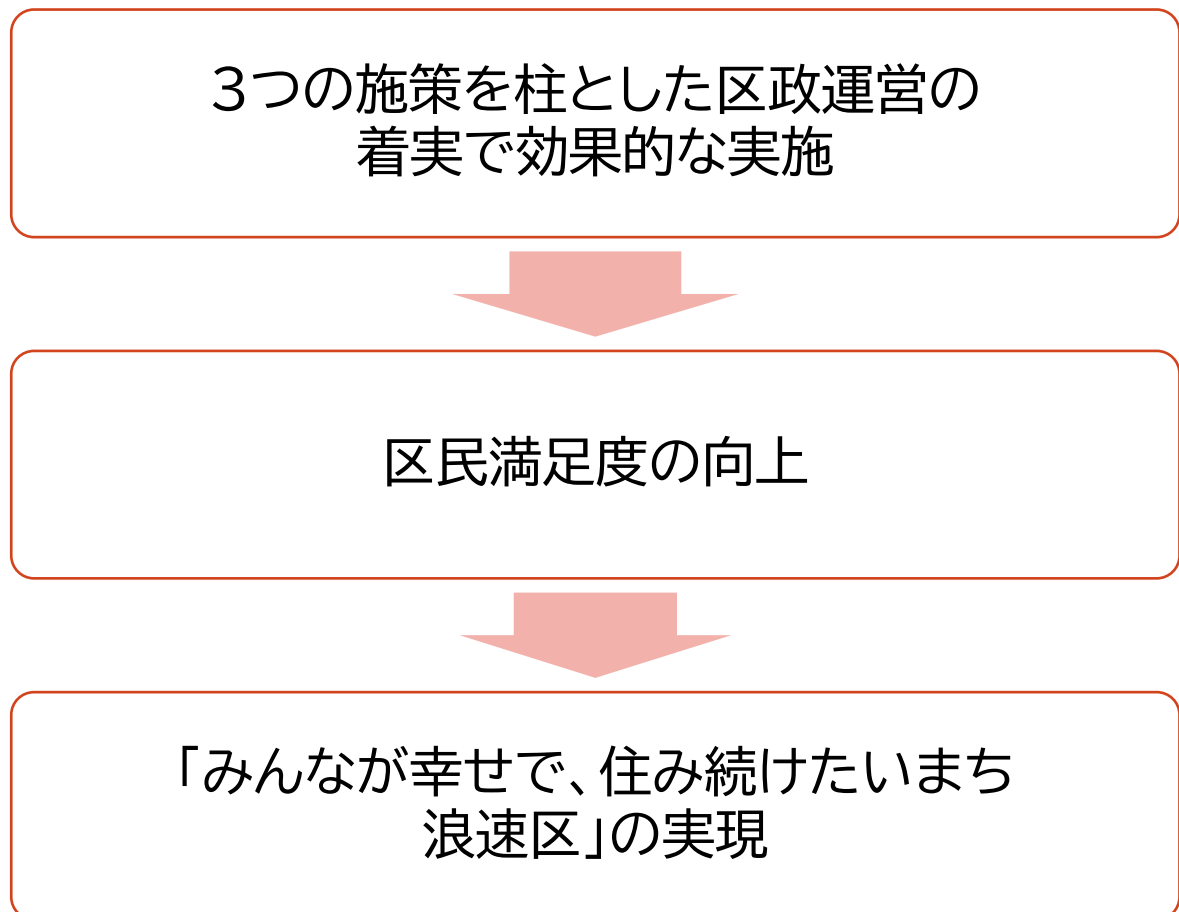
DXの推進による、より便利な行政サービスの提供

SDGs(持続可能な開発目標)達成への貢献

区のめざす将来像「みんなが幸せで、住み続けたいまち 浪速区」の実現のために、3つの施策「安心して子育てができ、子どもたちがいきいきと学べるまちづくり」「健やかで人と人がつながるまちづくり」「安全・安心で住みやすいまちづくり」を、柱として展開してまいります。

また、「地域資源の活用」や「多様な広報媒体による効果的な情報発信」など5つの視点に留意し、着実に、そして効果的に施策を推進してまいります。

〈めざす将来像の実現プロセス〉



めざす将来像の実現に向けた進捗管理について

浪速区将来ビジョンをもとに、単年度の計画である浪速区運営方針を策定し、めざす将来像の実現に向けた取組の進捗管理を行います。



第3章 施策展開の方向性

安心して子育てができ、子どもたちがいきいきと学べるまちづくり

(1)子育て層への支援

【現状・課題】

- 浪速区は転出入率が高く、とりわけ子育て層の住民流動性も高い傾向にあります。15歳未満の人口は、大阪市24区の中で最も少ないものの、少子化の影響は比較的少なく横ばい状態であり、内訳をみると、外国籍の15歳未満人口が増加しています。
- すべての子育て世代が孤立を感じることなく、安心して子どもを産み育てられるよう、様々な保育ニーズや支援ニーズに個々に対応した相談や情報提供を妊娠期から切れ目なく充実させるとともに、身近な地域での子育てを支援する活動を促進する必要があります。
- こどもの権利擁護の観点から、要保護児童等の早期発見と、児童虐待事案が生じた場合の再発防止や重篤化の防止、関係機関との連携による支援など取組を進めることが今後より一層求められています。

【めざす状態】

身近な地域で、安心して子どもを「産み」「育て」、将来も住み続けたいと思っている状態

【施策展開の方向性】

➤ 相談支援体制の充実

区役所に子育てに関する様々な相談員を配置するとともに、子育て拠点施設や保育施設などでの出張相談を実施するなど、多様な相談ニーズに対応できる体制と相談しやすい環境整備に努めます。

また、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働により、妊娠期から就学前、就学後において、切れ目のない支援が行えるよう、地域保健活動担当と子育て支援室がこども家庭センターの相談窓口となり円滑な運営に努めます。

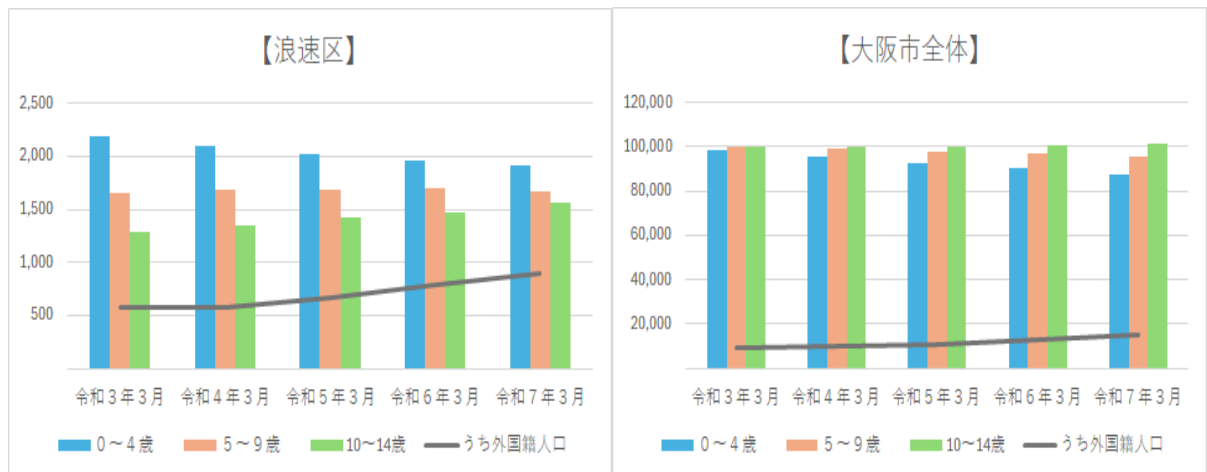
➤ 関係機関との連携強化

困りごとを抱えたまま誰にも相談できずに孤立し埋没する子育て層を掘り起こし、早期に支援につなげるため、学校園や保育施設等との連携を強化し、積極的なアウトリーチに取り組みます。また、こども同士や保護者同士がつながりあえる交流機会の創出に子育て関連施設と共に取り組みます。

➤ 適切な情報発信

子育て世帯が適時適切に子育てに関する情報が得られ、育児への不安や困りごと等が早期に解消されるよう、区広報紙、区ホームページ、SNS、LINE等を活用した子育て情報の発信とともに、日本語の理解が困難な外国人住民に対して的確に情報が届くよう多言語による情報発信や関係機関と連携した情報提供に取り組みます。

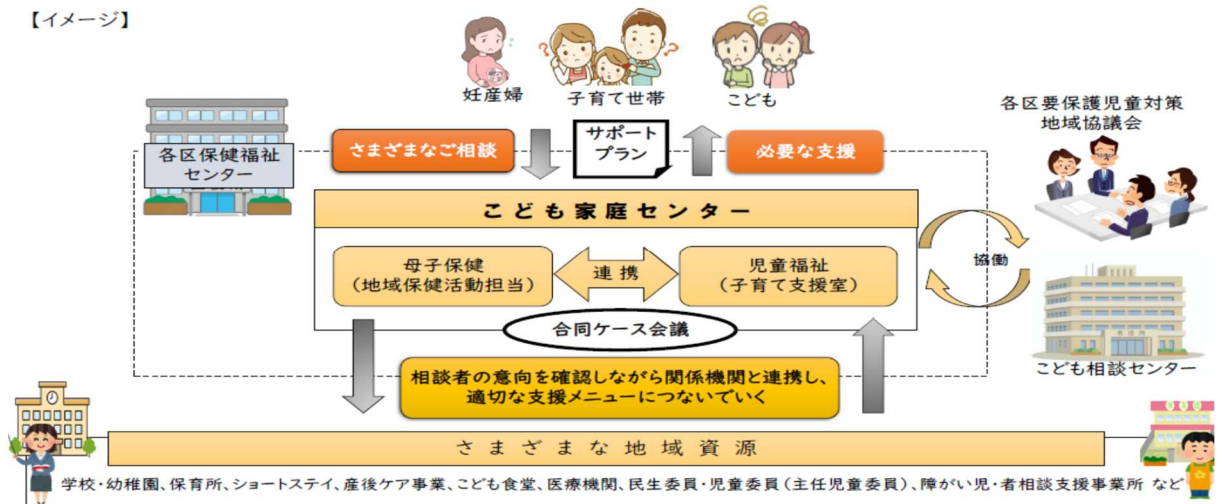
*15 歳未満人口の推移(「住民基本台帳」より)(単位:人)



*令和5年度「大阪市子どもの生活に関する実態調査」(5 歳児保護者回答)より

子育て中の保護者への質問	浪速区	大阪市
心配事や悩みごとを親身になって聞いてくれる人がいない	6.1%	4.0%
子どもとの関わりについて、適切な助言をくれる人がいない	7.1%	6.6%

*こども家庭センター(地域保健活動担当・子育て支援室)における取組について
(大阪市ホームページより)



*浪速区内の子育て支援施設、子育てイベント



子ども・子育てプラザなどの拠点施設



なにわっ子フェスタ

(2)子どもの学びと健やかな成長の支援

【現状・課題】

- 「全国学力・学習状況調査」の結果では、大阪市の小中学校ともに全国平均に比べて低く、浪速区においても同様の状況にあります。浪速区は、他区と比較して経済的に厳しい家庭が多い状況がありますが、「大阪市子どもの生活に関する実態調査(令和5年度)」の結果からは、世帯の生活困窮度が高くなるにつれ、子どもの勉強時間が短く、遅刻をしない割合や学習理解度も低くなることがわかっています。
- また、外国につながりをもつ住民が多く在住しており、日本語の指導が必要な児童生徒の数が増加傾向にあります。
- 大阪市では、学校教育の推進に当たっては「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)に基づき、地域に身近な区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら施策を実施する分権型教育行政を進めています。浪速区においても地域・保護者・学校園のニーズの把握に努め、実情に応じた施策・学校支援を行っています。
- また、浪速区では一部の学校で小規模化が進んでいます。一定の集団規模を確保し教育活動の充実を図ることが子どもたちにとって必要であることから、大阪市立学校活性化条例に基づき「難波中学校及び木津中学校区における学校再編整備計画」を策定し、学校の適正配置の取組を進めています。

【めざす状態】

全ての子どもたちが経済状況や家庭環境などに左右されることなく、未来を切り拓く学力・体力の向上を図り、明るく健やかに成長している状態

【施策展開の方向性】

➤ 子どもの学び・学校教育への支援

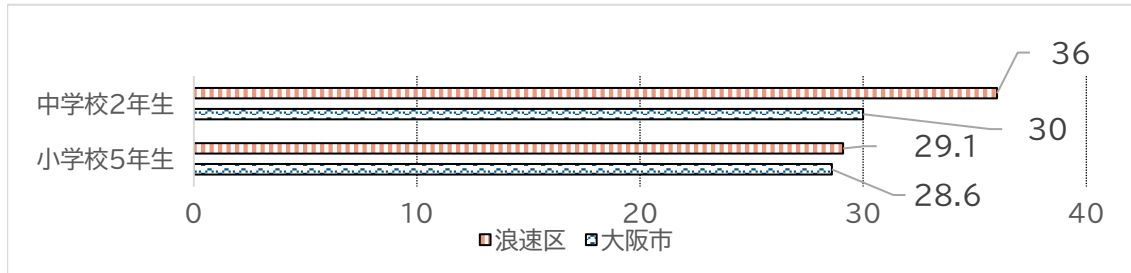
子どもたちが、基礎学力を身に付け、将来の可能性を広げるため、学習機会の提供に取り組みます。

区政会議等の保護者・区民等が参画する会議、教育行政連絡会などを通じて、地域・保護者・学校園のニーズを把握し、実情に応じた支援に取り組みます。

➤ 青少年の健全育成

青少年関係団体と連携し、次世代を担う青少年の健全育成に向けた取組を進めます。

*授業以外の学習時間について「まったくしない」「30分より少ない」と回答した割合(%)

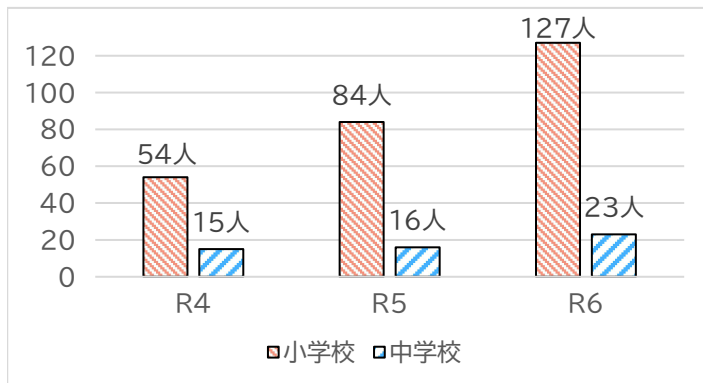


*「あなたは、学校に遅刻することがありますか」の質問に対する回答

	浪速区	大阪市
毎日またはほとんど毎日	7.8%	4.7%
週に4～5回	1.1%	0.8%
週に2～3回	7.8%	2.9%
週に1回程度	7.8%	5.2%
遅刻はしない	65.4%	77.7%

出典「令和5年度 大阪市子どもの生活に関する実態調査」

*日本語の指導が必要な児童生徒の状況



出典「学校カルテ」



中学生の学力向上支援事業



日本語サポーターの派遣

健やかで人と人がつながるまちづくり

(1)地域福祉の推進

【現状・課題】

- 浪速区では、65歳以上の方が含まれる世帯は全体の約2割になっていますが、そのうち高齢者単身世帯は6割であり、大阪市全体と比べて非常に高い傾向にあります。今後、認知症高齢者の増加が見込まれており、権利擁護が必要な方の早期発見と相談支援体制の強化が求められています。
また、障がいのある方は増加しており、制度ごとの縦割りでは対応が困難な複雑化・多様化した課題への対応について、分野を横断した連携が求められています。
- 支援を要する人を適切な支援につなげるためには、その存在に「気づくこと」、その存在を「気にかけること」、その情報が相談機関に「伝わること」が必要です。身近な地域での相談対応や地域の日頃からの見守り活動、緊急時の一時的な援助、関係機関と連携した福祉制度のつなぎなど、それぞれが日々の活動を重ねることで、地域と行政・相談機関が一体となった総合的な支援を展開していくことが必要です。

【めざす状態】

地域には身近に相談できる人や、気軽に相談できる窓口があることを知ってもらうことで、一人ひとりが孤独・孤立を感じることなく、安心して住み慣れた地域で、健康でいきいきと生活できると感じられる状態

【施策展開の方向性】

- 見守り体制の強化
地域の実情や要支援者のニーズに応じた地域福祉の取組の充実に向け、「要援護者名簿」を活用し、地域、関係団体と連携・協働して地域の見守り活動を推進します。見守り活動の認知度向上に向け、区広報紙、ホームページ、SNS等での周知や情報発信を行います。
- 相談支援体制の充実
複合的な課題を抱えた人に対して、総合的な支援が行えるよう、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等、関係機関と連携し、課題解決に取り組みます。
- 虐待防止や権利擁護の推進
障がい者や高齢者等に対する虐待の予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携して取り組むとともに成年後見制度の啓発と利用を促進し、本人の意思や尊厳を守る支援を進めます。

＊高齢者(65 歳以上を含む)世帯の割合(令和2年国勢調査)

	世帯数(世帯)	65 歳以上を含む		うち単身世帯	
		世帯数(世帯)	割合(%)	世帯数(世帯)	割合(%)
大阪市全体	1,469,718	473,892	32.2%	213,260	45.0%
浪速区	53,297	10,029	18.8%	6,014	60.0%

＊浪速区の認知症高齢者数※ (人)

	R5 年 4 月	R6 年 4 月	R7 年 4 月
認知症高齢者数	1,112	1,167	1,216

※要介護認定における日常生活自立度Ⅱa(買い物や金銭管理のミスが目立つ程度の状態)
 以上で介護認定申請時に居宅で生活されている方。介護保険2号被保険者(40～64 歳)を含む。

＊浪速区の障がい者手帳所持者数 (人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神障がい者保健福祉手帳	1,374	1,505	1,650
身体障がい者手帳	2,484	2,520	2,595
療育手帳	673	757	838

＊浪速区の見守り相談室への相談人数 (人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談実人数	485	387	457
うち 75 歳以上	347	266	307

＊浪速区の要援護者数、要援護者名簿登録者数 (人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
要援護者数※	3,069	3,197	3,190
要援護者名簿登録者数	1,894	1,912	1,874

※高齢者で要介護3以上の方、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方、
 重度の障がい者手帳をお持ちの方、人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い方



地域見守り会議



食事サービス



いきいき百歳体操

(2)健康づくりの推進

【現状・課題】

- 浪速区の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)は、本市平均に比して短く、死因別死亡では、悪性新生物(がん)が最も多く全体の約4分の1を占めています。
また、特定健診(特定健康診査)やがん検診の受診率が大阪市平均と比べて低い傾向にあり、自らの健康に対して関心が低い傾向がうかがえます。
- 健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の改善や健康づくりのサポートに加え、疾病の早期発見や早期治療のために、壮年期から特定健診やがん検診の受診勧奨を行っていく必要があります。
また、浪速区の高齢者は単身世帯の比率が高く家族等からの支援が望めないことから、自らの健康に無関心な高齢者がフレイル状態になるのを防ぐとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、在宅医療・介護についても関係団体と連携・協働して取組への支援を行っていく必要があります。

【めざす状態】

区民が自らの健康に関心を持ち、健康の維持・増進に取り組んでいる状態

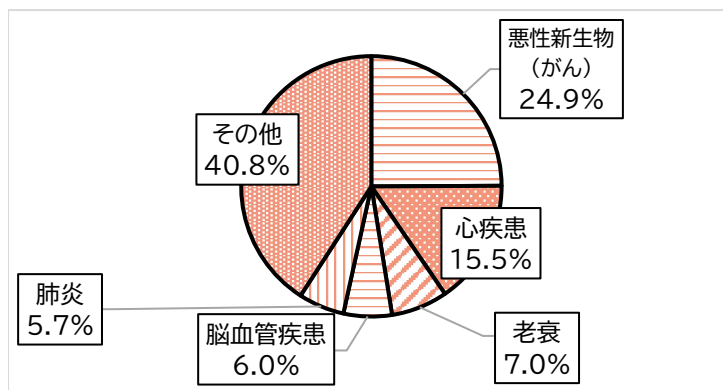
【施策展開の方向性】

- 健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進
「いきいき百歳体操」「高齢者食事サービス」など、身近な場所での適度な運動や社会参加・人との交流を推進し、介護予防の取組を進めます。
健康講座による健康教育・啓発等、健康づくりに役立つ情報を発信し、介護予防・生活習慣病予防の支援を行います。
特定健診・がん検診受診による早期発見・早期治療につなげるため、健診情報の提供及び受診勧奨を積極的に行います。
- 在宅医療・介護連携の推進
区民が医療や介護が必要になっても安心して地域で暮らし続けられるよう、区内医療・介護関係者の連携を強化するとともに、ACP(人生会議)などの区民への普及啓発に取り組めます。

＊健康寿命(大阪市ホームページより)

令和4年度	男性	不健康な期間	女性	不健康な期間
大阪市全体	77.22 年	1.89 年	82.86 年	3.91 年
浪速区	76.47 年	2.48 年	81.94 年	4.77 年
浪速区順位(24 区中)	22 位	—	23 位	—

＊浪速区における死因順位割合(令和5年度)(資料:厚生労働省「人口動態統計」)



＊特定健診・がん検診受診率

(令和5年度)	特定健診 受診率	がん検診受診率				
		胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん
大阪市全体	25.5%	2.1%	3.9%	3.4%	9.5%	6.8%
浪速区	19.2%	1.5%	2.1%	2.1%	9.9%	5.3%
浪速区順位 (24 区中)	24 位	19 位	23 位	22 位	13 位	22 位



健康講座(身体を整える体操)



健康講座(上手につづける運動のコツ)

安全・安心で住みやすいまちづくり

(1)防災力の向上

【現状・課題】

- 南海トラフ巨大地震による津波や上町断層帯地震による建物の倒壊など、大地震による甚大な被害の発生が想定されており、阪神・淡路大震災や東日本大震災など過去の大規模災害で得られた教訓を生かして、「自助」「共助」「公助」が十分に機能するよう、防災力の強化に取り組む必要があります。
- 特に、区内には倒壊の危険が少ない新耐震基準による共同住宅が多く、自宅(在宅)避難が非常に有効であることから、マンション特有の災害対策も含めて、「自助」の意識啓発に取り組むことが重要です。
- また、「共助」の中心となる自主防災組織や防災リーダー育成に加えて、高齢者や障がい者など災害時避難行動要支援者(以下「要援護者」という)の安否確認のほか、女性の視点を踏まえた避難所開設・運営や外国につながりをもつ住民への防災情報の発信をはじめとする避難支援体制の強化などが必要です。
- 「公助」については、災害時における区災害対策本部の迅速な運営をはじめ、消防署や警察署、区社会福祉協議会のほか医療等関係機関や学校などとも緊密に連携した対応が必要であり、区職員の防災対応スキル向上や関係機関との連携協力体制の強化が重要です。

【めざす状態】

区民、地域、行政等関係機関が、災害時に連携して「自助」「共助」「公助」の役割を十分に果たせるよう、備えができています

【施策展開の方向性】

- 「自助」の取組促進
家庭での備蓄や家具転倒防止対策等に加えて、エレベーターの停止などマンション特有の課題について、区民一人ひとりが、日頃から意識して取り組むことが促進されるよう、区広報紙等の広報媒体や防災訓練など様々な機会に啓発を行います。
- 「共助」の取組支援
自主防災組織や防災リーダーが地域避難所の開設運営を円滑に進められるよう、備蓄物資の充実や防災訓練の支援に取り組めます。また、要援護者の個別避難計画の作成を進めるとともに、災害時安否確認ツールを活用するほか、多言語や多様性に配慮したインクルーシブ防災に取り組めます。
- 「公助」の取組強化
災害対応のフェーズに応じて区災害対策本部が適切な状況把握や情報発信のほか、消防署、警察署、区社会福祉協議会、医療機関、区三師会等との連携対応などその機能を十分に発揮できるよう、区役所職員に対する研修や訓練の充実を図ります。

＊浪速区において想定される内陸活断層による地震被害

(「浪速区防災計画(令和7年5月)」より)

活断層の名称	地震規模 (マグニチュード)	浪速区において想定される被害等		
		震度	死者数	建物の全半壊
上町断層帯	7.5～7.8	6弱～7	251人	4,493棟
生駒断層帯	7.3～7.7	5強～6弱	22人	2,087棟
有馬高槻断層帯	7.3～7.7	5弱～5強	0人	33棟
中央構造線断層帯	7.7～8.1	5弱～5強	0人	17棟

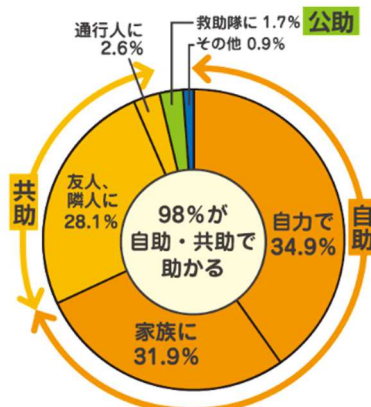
＊浪速区において想定される南海トラフ巨大地震の被害想定

(「大阪府防災会議 第4回南海トラフ巨大地震災害対策検討部会(平成25年10月)」より)

地震の名称	地震規模 (マグニチュード)	浪速区において想定される被害等		
		震度	死者数	建物の全半壊
南海トラフ巨大地震	9.0～9.1	6弱	1,261人 ※	2,882棟

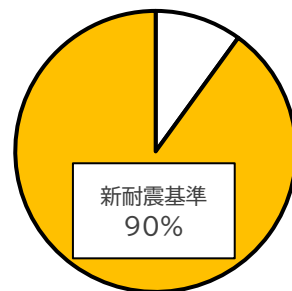
※揺れ・火災、津波、堤防沈下に伴う浸水による死者数想定は、避難を迅速化した場合に310人となる。

＊阪神・淡路大震災で生き埋めになった人たちが誰によって救出されたか
(「(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」



ローリングストック

＊区内の共同住宅のうち新耐震基準
による建物(1981年以降に建築)の割合
(「令和5年 住宅・土地統計調査」
令和5年10月1日現在を基に作成)



地域避難所開設訓練

(2)防犯・まちの安全の取組

【現状・課題】

- 区内の刑法犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、街頭犯罪について大阪市平均と比較すると依然として高い状態にあり、警察署と連携し、地域や事業者等と協力して、犯罪が発生しにくい環境づくりを推し進めていく必要があります。
- 浪速区ではこれまでから児童が安全に登下校できる通学路の実現をめざして、関係先と連携し、通学路の安全対策を進めており、今後も引き続き、通学路の安全確保に取り組む必要があります。

【めざす状態】

犯罪が発生しにくい環境づくりが進んでいる状態

【施策展開の方向性】

➤ 警察署・地域・事業者等と連携した防犯対策

街頭犯罪の未然防止に向けて、引き続き警察署と連携して、公設置公管理による地域安全防犯カメラの運用を行っていくとともに、街頭への防犯ポスター等の設置に加えて、区広報紙、HP・SNSなどによる啓発に取り組みます。

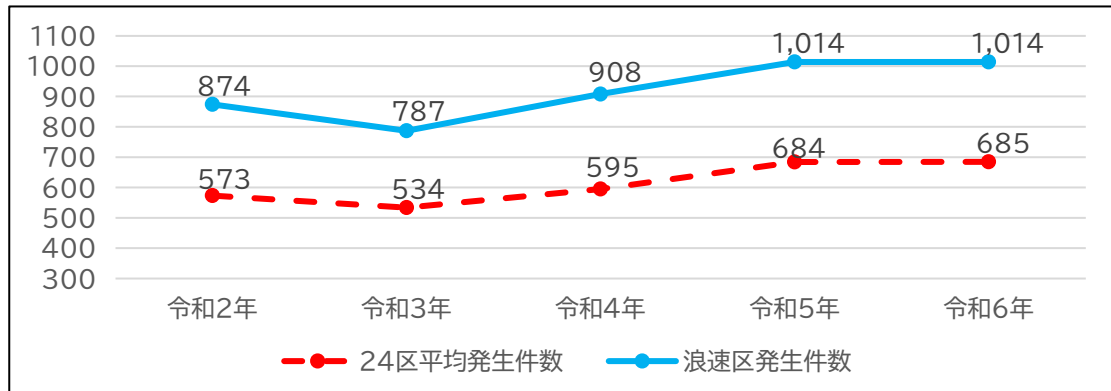
特に、放置すると重大な犯罪の発生につながる街頭の落書き被害については、警察署に加えて事業者や地域と連携した消去活動や啓発に取り組むとともに、個人や地域による消去作業促進のための支援を行います。

併せて、自主的な防犯活動を行う地域への支援や、青色防犯パトロール活動を行っていきます。

➤ 子どもの安全対策

「大阪市通学路安全プログラム」による通学路の安全確保に取り組むとともに、「子ども 110 番の家」など地域による防犯力の向上を図ります。

*年間街頭犯罪発生件数



*令和6年中 全刑法犯罪※発生件数(上位5区)

	件数	割合	前年増減率
大阪市計	40,011 件	—	+1.5%
① 中央区	6,096 件	15.2%	-0.1%
② 北区	4,985 件	12.5%	+1.6%
③ 浪速区	2,316 件	5.8%	-2.5%
④ 淀川区	2,146 件	5.4%	+12.8%
⑤ 西成区	2,091 件	5.2%	-7.1%

※刑法犯罪とは、刑法などの法律に規定される、殺人、強盗、放火、暴行、傷害、窃盗、詐欺などの犯罪のこと

※区名の数字は順位、割合は四捨五入

浪速地域車両パトロール



浪速区内の落書き

第4章 各施策を実施していくうえでの視点

地域資源の活用と官民連携

子育て世代の孤立化や単身高齢者の見守りといった問題、頻発する自然災害への備えなど、社会が抱える課題はより一層複雑・多様化しており、社会全体で対応すべき「公共」の分野が拡大しています。

「みんなが幸せで住み続けたいまち 浪速区」を実現するためには、子育て支援や地域福祉、防災・防犯といった各施策分野において、地域資源である地域住民や地域団体、学校、企業、他の行政機関といった様々な団体等（以下「団体等」という）と連携・協働し、諸課題の解決に取り組むことが重要です。

浪速区は、これまでも企業との連携による認知症高齢者の見守り体制の強化や、医療機関・他の行政機関との連携による地域総合防災訓練などを実施してきました。

さらに、2025年に区制100周年を迎え、団体等が協働し、各種記念事業を実施しました。これにより、団体等が相互に活動内容を理解し、つながりを深めることができました。

今後も引き続き、住民同士のつながりや団体等のネットワークの活性化を促進するとともに、各施策における協働先でもあり、地域コミュニティの担い手である地域団体が、今後も活動を継続していけるよう、自主的な地域運営を支援していきます。

また、企業と連携することにより、市民サービスの向上などが期待できるものは、包括連携協定に基づく継続的な連携を推し進めるなど、民間の活力を活用していきます。

各施策の実施にあたっては、地域資源の活用と官民連携の視点をもって、課題解決に取り組んでまいります。



ナニワ区民まつり



連携企業による区内小学校での出前授業

多様な広報媒体による効果的な情報発信

浪速区では、住宅の大半がマンションなどの共同住宅となっており、オートロックマンションの増加や新聞購読世帯の減少などから、広報紙を中心とした従来からの情報発信だけでは、情報が行き渡りづらい現状があります。また、区民の皆さんの生活様式や情報を得る手段が多様化するなか、誰もが簡単に必要とする区政情報にアクセスできることが求められています。

各施策における広報では、情報を効果的に届けるため、ターゲット層に合わせた広報媒体を活用します。ちらしやポスター、広報紙や区ホームページのほか、大阪市公式 LINE をはじめとした SNS など、様々な広報媒体を引き続き活用し、区民の皆さんが必要とする区政情報を届けます。

SNS を用いた情報発信では、スマートフォンなどの端末でどこでも気軽に情報を得ることができるほか、一度登録すると自動的に情報が配信され、端末の翻訳機能を活用して多言語でも情報を得ることができます。そのため現役世代や若い世代、外国人住民も、隙間時間などを活用して気軽に情報を得やすくなります。

特に大阪市公式LINEについては、利用者が「こども・教育」「健康・医療」「防災」など配信を希望する分野を選択できるため、積極的に活用するとともに、登録者数を増やすための周知啓発も併せて行っています。

また、情報発信にあたっては、写真やイラストの利用のほか、やさしい日本語やユニバーサルデザインを意識し、簡潔でわかりやすい内容となるよう工夫してまいります。



区広報紙「広報なにわ」



大阪市公式 LINE



その他 SNS

基本的人権と多様性の尊重

「人権」とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、全ての人が幸福な人生を送るために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。

近年、同和問題(部落差別)や高齢者、障がいのある人等への人権問題に加えて、LGBTQなどの性的少数者に対する人権問題などが社会問題となっています。また、情報化の進展に伴ってインターネット上に差別的な書き込みや動画が投稿されるなどの事象が生じており、人権侵害の内容は多様化・複雑化しています。

このため浪速区役所では、これまでから浪速区人権啓発推進協議会や大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会、大阪市企業人権推進協議会浪速支部とともに人権尊重のまちづくりに向けた様々な取り組みを進めてきました。しかし、いまだに悪質で許しがたい差別事象が発生しています。

人権尊重のまちづくりにむけては、区民一人ひとりが人権に関する高い意識や関心を持つとともに、互いに様々な違いを認めあい理解することが求められます。このため浪速区役所では、職員一人ひとりが職務を問わず人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務に取り組めます。

人権週間の啓発のぼり



人権週間の啓発活動の様子



大阪市人権啓発キャラクター
“にっこりな”

DX の推進による、より便利な行政サービスの提供

デジタル技術が急速に発展するなか、多くの人にとって、スマートフォンやパソコンなどの機器やインターネットの利用は、日々の生活や仕事で欠かせないものとなっており、スマートフォンなどを使えば、自宅から簡単に買い物や銀行手続き等の様々なサービスを受けることができます。

本市では、一部手続きにおいて、区役所に来庁しなくても行政手続きが行える「行政オンラインシステム」の活用や、マイナンバーカードを利用して氏名等の情報を各種申請書へ印字する専用端末の導入、話しかけるだけで自動的に翻訳される多言語翻訳ツールの活用など、窓口での負担軽減・利便性向上のための取組みを行ってきました。

また、デジタル機器の操作が難しい人でも利用できるサービスとして、いつでも予約ができる「24時間受付可能なAI電話」による各種相談の予約受付なども、併せて行っています。

今後、行政手続きのオンライン化やデジタル技術の活用を一層進め、より便利な行政サービスの提供をめざしてまいります。



大阪市行政オンラインシステム

SDGs(持続可能な開発目標)の達成貢献

世界には様々な問題があり、複雑に影響を及ぼしあっています。豊かな恵みを生み出す自然を維持できないと経済や社会を発展させていくことはできません。

そこで、これらの様々な問題を解決し、今だけでなく将来に渡っても持続できる、より良い世界をつくるために世界中の国々が2015年国連サミットで2030年に向けた目標について話し合い、17の目標を定め合意しました。この目標が「持続可能な開発目標(SDGs:エス・ディー・ジーズ)」です。

SDGsは、17のゴールと169のターゲット、232の指標から構成され「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての関係者がパートナーシップの下に経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む」としています。



大阪市では、SDGsを理念とした「2025大阪・関西万博」の開催を機に、令和3年度より、全区役所をあげてSDGsの普及・啓発活動を行ってきました。

また、万博開催後も2030年に向けた目標達成のため、区ごとの特性・実情と親和性の高いSDGsゴールに焦点をあてた普及・啓発に取り組むこととしています。

SDGsは現在、大阪市が進めている「子育て・教育環境の充実」「若者・女性の活躍躍進」「健康で安心して暮らし続けられる地域づくり」「防災力の強化」といった様々な取組とも密接な関わりがあり、浪速区役所においても、各施策の実施にあたって、SDGs目標達成に貢献する視点をもって事業を推進してまいります。

「SDGs推進連携宣言」

世界中には貧困と飢餓に苦しみ、戦争の絶えない地域で暮らす子供たちが多くいます。

また、気象の変化が激しく、大きな災害が各地で発生し、地球の温暖化が進んでいます。

わたしたちの使命は、この地球が持続可能な社会を形成していくために様々な課題に向き合っていくことです。

わたしたちがくらす浪速区は、地域の力や企業の力が結集した、愛すべき素晴らしいまちです。

誰一人取り残さない、住み続けたい浪速区を目指して、直面する社会課題や地域課題に対して、みんなで連携と協力を進め、地域の発展に向けていっしょにSDGsの推進に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

2019年(令和元年)11月21日
浪速区SDGs推進連携宣言式

令和7年度の浪速区SDGsゴールを選定しました！

浪速区のSDGsゴール【11 住み続けられるまちづくりを】



ゴールの達成
にむけて

「住んで誇りに思える、魅力と活力あふれるまち 浪速区」をめざし、浪速区の100年の歩みを未来につなげ、これからも歩み続けるために、地域や区内企業などとも連携し、たくさんの「浪速区制100周年×EXPO記念事業」を実施します。

浪速区のSDGsの
取組について
詳しくはこちら→



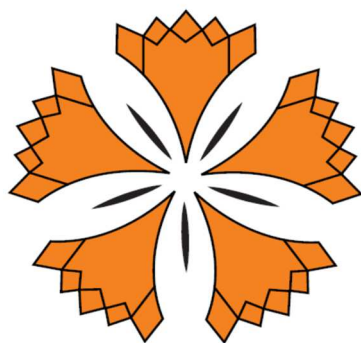
〈参考〉用語解説集

(50 音順) ※()内は最初に出てきた頁

ア行	
アウトリーチ(P11)	
	支援が必要であるにもかかわらず、自ら相談できない、もしくは自発的にサービスを求めようとしないなどの理由により支援が届いていない人に対し、訪問等により積極的に働きかけ、サービスや支援につなげようとする取組
青色防犯パトロール(P21)	
	大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動のこと。
いきいき百歳体操(P16)	
	アメリカの国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成 14(2002)年に高知市が開発した椅子に座っておもりを使って行う筋力運動の体操のこと。 要支援、要介護の方でも安全に参加でき、週2回程度行うことで筋力がつくだけでなくバランス能力も高まり転倒しにくい身体になる。
インクルーシブ防災(P19)	
	「誰も取り残さない」ことをめざして、障がい者や高齢者、女性、こども、外国につながる住民などを含むすべての人々を考慮した防災のアプローチのこと。
ACP(アドバンス・ケア・プランニング:人生会議)(P17)	
	もしものときに備え、本人が大切にしていることや、「どこで」「どのような」医療・ケアを望むのかを前もって考え、周囲の信頼する人たち(御家族や医療・介護スタッフ等)と話し合っ共有する取組。
「大阪市通学路安全プログラム」(P21)	
	平成 24(2012)年に全国的な登下校中の児童生徒の死傷事故や、平成 30(2018)年の大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故、同年の他都市での登下校時の不審者事案による事件を受けて本市で策定されたもの。児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全・防犯・防災の3つの観点で通学路の安全確保を図ることを目的に関係する機関(学校、警察、建設局、区役所、教育委員会事務局等)が連携して通学路の調査、対策必要箇所の抽出、対策の検討・具体化につなげる取組を行っている。
カ行	
権利擁護(P15)	
	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動、本人の利益を本人に代わって擁護すること。
「こども 110 番の家」(P21)	
	子どもたちが知らない人から「声掛け」「痴漢」「つきまとい」などの被害を受けた時に、大人に助けを求めて逃げ込むための地域の協力家庭(商店・事務所等も含む)など。目印となるプレートなどを掲げている。

個別避難計画(P19)	
	災害対策基本法により、災害時避難行動要支援者に対して「避難支援者」や「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、避難支援等に必要な事項を個別に策定(個別避難計画)し、市町村や避難支援者関係者間で共有すること。
サ行	
災害時安否確認ツール(P19)	
	災害時に、玄関ドアなど外から見える場所に貼り出して無事であることを地域住民や警察・消防などに迅速に知らせるステッカーのこと。区独自の取組として普及活用を進めている。
災害時避難行動要支援者(P19)	
	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など特に配慮を要する方のうち、災害時に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。
「自助」「共助」「公助」(P19)	
	・「自助」:自分(家族)の命を自分(家族)で守ること ・「共助」:地域の皆さんで互いに助け合うこと ・「公助」:国や市の行政機関が対策を行うこと
生活習慣病(P17)	
	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する症候群のこと。
成年後見制度(P15)	
	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し法的に権利を与えられた成年後見人等(家庭裁判所から選任)が、本人に代わって福祉サービスや適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。「法廷後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度には判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれている。
タ行	
特定健診(特定健康診査)(P17)	
	40～74歳の人を対象に、生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。高齢者医療確保法に基づいて、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行う。平成20(2008)から実施。健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された人は、医師・保健師・管理栄養士等による特定保健指導を受けることができる。
ハ行	
フレイル状態(P17)	
	日本老年医学会が frailty(フレイルティ)の日本語訳として提唱した用語。加齢によって心身の活力(運動機能や認知機能等)や、社会的なつながりが低下した状態をいい、健康状態と要介護状態の間に位置する。

包括連携協定(P23)	
	地域が抱えている課題(福祉、環境、防災からまちづくりまで多岐に渡る)に対して、自治体と民間企業が協力し、解決をめざす協定のこと。
マ行	
マンション防災(P19)	
	災害時に発生するエレベーターの停止やライフラインの断絶などマンション特有の問題に対処するため、住民が協力して日常的な備えや地域と連携して行う対策のこと。



浪速区の花 なでしこ

大阪市浪速区役所 総務課（企画調整グループ）

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

電話：06-6647-9683